

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の基本方針を実現し、透明性を高め、効率的かつ健全な企業経営を実施していくことを最も重要な課題の一つとして位置付けております。

当社は、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用しております。その上で、企業としての順法性を高め、取締役会の活性化と業務執行責任者の明確化を図ることなどを目的として、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、原則として月1回開催し、必要に応じて日々連携をとり、経営方針の進行状況のチェック、取締役の職務遂行の監督強化を図っております。

執行役員会は、原則毎週1回開催し、取締役会で定められた経営計画を受けて、機動的な業務執行責任の具現化を図っております。

監査役会は、原則月1回開催し、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い職務を執行するとともに、必要に応じて執行状況を監査役会に報告しております。

第三者のコーポレート・ガバナンス体制への関与として、複数の弁護士と顧問契約を結び、法律上の判断を必要とする場合、適時に指導、助言を受けております。

会計監査人とは、厳正な評価基準に基づき監査契約を締結し、公正不偏な立場で会計監査を受けるものとしております。

コンプライアンス面では、健全な企業活動を継続していくために、法令及び各種規則、社会規範、企業倫理などを遵守した企業活動を行うための社内体制に積極的に取り組んでおります。

当社は、「内部統制」、「リスク管理」、「コンプライアンス」、「開示情報統制」が十分に機能したコーポレート・ガバナンス体制を構築することが経営上の重要な課題と認識しております。また、株主を始めとする全てのステークホルダー及び社会からの信頼を確保することが企業価値向上につながると考え、公正性・効率性を追求しながら、健全で透明性のある経営に努めるとともにアカウンタビリティ（説明責任）を果たしてまいります。

また、株主をはじめとする幅広いステークホルダーに対して適時かつ適切に情報開示を行うとともに、健全で透明性の高い経営体制の構築・整備に取り組んでおります。企業規模の成長・拡大に応じ、企業統治に必要な諸機能を一層強化・改善・整備・充実させ、「企業経営の適法性の確保」及び「企業経営の効率性の確保」を維持しつつ、更なる企業業績の向上を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境整備】

（招集通知の英訳）

現時点での当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、招集通知の英訳を実施しておりません。今後、当社株主における海外投資家比率を勘案の上、招集通知の英訳を検討してまいります。

【原則4-1～4-3 取締役会の役割・責務】

（補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の監督）

当社は、最高経営責任者の後継者の計画を重要な経営課題の一つであると認識し、今後、取締役会を中心に、幹部社員や経営陣の育成計画を検討してまいります。

（補充原則4-2-1 中長期的な業績連動報酬の割合・現金報酬と自社株報酬との割合）

当社は既にストックオプション制度を導入しておりますが、中長期的な業績連動報酬は採用しておりません。任意の報酬委員会において、持続的な成長に向け、中長期的なインセンティブが機能する報酬体系についての検討を行ってまいります。

（補充原則4-3-2 客観性・適時性・透明性ある手続に従ったCEOの選任）

当社は、最高経営責任者（CEO）の選解任につきましては、最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において業績等の評価や経営環境の変化等を総合的に勘案し、適切に決定しております。

（補充原則4-3-3 業績等の適切な評価を踏まえたCEOの解任のための客観性・適時性・透明性のある手続の確立）

当社は、最高経営責任者（CEO）の解任につきましては、任意の諮問委員会の設置や明確な解任要件を定めてはおりませんが、職務執行に不正または重大な法令・定款違反、心身の故障、その他職務への著しい不適任があると取締役会が判断した場合には、取締役会の決議に基づく解任手続きを実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

現在、当社では、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

なお、当社における政策保有株式については、当社および事業子会社（当社が議決権の過半数を直接有する会社をいう。以下、同じ。）が投資先企業との取引関係等の強化を図り、当社グループの企業価値を高めることを目的として保有することとしております。また、政策保有株式を保有する場合には、毎年、保有を継続する目的及び経済合理性を有しているかどうかを検証することとしております。

なお、政策保有株式の議決権の行使については、当社および投資先企業の企業価値の向上に資するかどうか等について、今後基準の策定を検討してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、事業年度末に関連当事者間取引の有無について確認するアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。また、これらの関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の資産形成に資するため、選択型確定給付企業年金制度を採用しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念及び経営戦略

当社の経営ビジョンや経営戦略は、当社ホームページ上に開示しております。

<https://www.fibergate.co.jp/company/>

また、当社ホームページでIR情報として決算短信等を開示(英文での財務報告等も記載)しております。

<https://www.fibergate.co.jp/ir/>

(2) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主はじめ、顧客、従業員、地域社会等、ステークホルダー(利害関係者)の皆様からの期待と信頼に応えるため、法令を遵守し、倫理観を持って企業の社会的責任を果たすこと、また、迅速で正確な情報把握と意思決定及び適時な情報開示を行い、事業活動を通して適切な利益を確保し、ファイバーグートブランドの強化、資産の有効活用を通して、企業価値を高めていくことであります。

(3) 取締役、監査役の報酬に関する方針と手続き

株主総会の決議による取締役会及び監査役会それぞれの報酬総額の限度内において、取締役の報酬は取締役会決議により、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

報酬は、当社の業績と役位等の職責・成果を反映させた体系となっております。また任意の報酬委員会を設置し、取締役及び執行役員の報酬について検討し取締役会に報告しております。

(4) 取締役候補者の指名に関する方針と手続

取締役会全体のバランスを配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名しております。

取締役候補者の員数は、定款で定める7名以内の適切な人員としております。

取締役を選任する際は、取締役会の決議を経て、監査役の選任については、取締役会の推薦と監査役会の同意を経て、株主総会に議案として上程され、決議をもって決定することとしております。

(5) 取締役候補者の指名を行う際の選任・指名についての説明

全ての取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知で開示しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務】

(補充原則4-1-1 経営陣への委任範囲)

取締役会は、法令で定められた専決事項及び取締役会規程に定める事項の決定を行います。その他の主要な業務執行の決定については、職務権限規程において、その権限委譲の範囲を定めております。

また、当社は意思決定、監督と業務執行の分離の観点から執行役員制度を導入しており、各執行役員は、執行役員規程、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、所管する各部署の業務を執行します。

これらにより、それぞれの役割と責任を明確化し、機能の強化を図るとともに、経営の効率化及び意思決定の迅速化、取締役会の活性化を目指しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の選任にあたり、経営監視機能の透明性を確保するため、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、当社の「社外取締役および社外監査役の独立性の基準」を制定しており、本報告書【独立役員関係】において開示しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4-11-1 取締役会全体としての能力、多様性の考え方)

当社の取締役会は、迅速な意思決定と業務執行を可能とするため、各部門を統括する責任者と豊富な知識・経験を持った社外取締役で構成しております。

取締役の選任にあたっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模が、当社の持続的な成長と中期的な企業価値向上の観点から、当社にとって最適となるよう努めております。

社外取締役に關しては、具体的には企業経営者として豊富な経験を有する者や企業戦略に関する深い学識を有する者、人事労務の専門知識を有する社会保険労務士等が適切なバランスで専任されるように検討し決定しております。

(補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の兼任状況)

社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等を通じて毎年開示を行っておりますので、ご参照ください。

(補充原則4-11-3 取締役の実効性について分析・評価)

当社は、独立性の高い社外監査役や社外取締役から取締役会の運営に関する意見を積極的に取り入れ、取締役会の実効性の確保に努めておりますが、取締役会の実効性を更に高めていくために、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。本年から全ての取締役及び監査役にアンケートを実施し、その集計結果をもとに、外部コンサルタントの意見を踏まえ、取締役会の実効性に関する分析及び評価を行いました。その結果、当社の取締役会は適切に運営され、実効性は確保されていることを確認いたしました。今後も引き続き取締役会の実効性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

(補充原則4-14-2)

当社は、社外から選出された新任役員に対しては、当社の関連資料を提供したうえで概要及び課題等の説明を行っており、社内から専任された新任役員については、役員として必要な知識の習得を行うために適宜外部セミナー等を活用することとしております。加えて、各取締役・監査役がそれぞれの必要に応じ、自主的に参加する講習会・交流会の費用についても当社が負担することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(補充原則5-1-1)

(1) 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主・投資家との対話を通じ、長期的な信頼関係を構築することが重要であると

考えております。そのためIR活動は、代表取締役をトップとして担当部署が行っております。

(2)株主との対話全般を統括する取締役の指定及び対話を補助する社内部門の有機的な連携のための方策株主・投資家との対話については、IR担当取締役が統括するとともに、担当部署である経営管理本部を管掌し、日常的な部署間の連携を図り株主・投資家との対話の充実を図っております。

(3)個別面談以外の手段

株主・投資家との建設的な対話を図るため、法定開示及び適時開示に加え、当社の活動に関する有用な情報についても積極的に開示しております。

アナリスト・機関投資家に対しては決算説明会を定期的に行い、代表取締役自らが説明・回答することを基本方針とし、個人投資家に対しては、株主総会において十分な質疑の時間をとるほか、不定期であるものの個人投資家向け説明会を開催しております。

(4)フィードバックのための方策

IR担当取締役は、株主との対話を通じて把握した意見は、取締役会において適宜共有しております。

(5)インサイダー情報の管理に関する方策

株主との対話の際には、IRポリシーに基づいて情報の管理を適切に行い、インサイダー情報を伝達しないよう留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
猪又 将哲	5,822,400	28.68
株式会社MIコーポレーション	4,751,000	23.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,953,000	9.62
松本 泰三	1,197,400	5.89
野村信託銀行株式会社(投信口)	879,400	4.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	536,300	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	371,300	1.82
今川茂範	170,200	0.83
メルリランチ日本証券株式会社	130,000	0.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	129,000	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無	猪又将哲
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は2020年6月30日時点の情報に基づきます。

株式会社MIコーポレーションは代表取締役社長 猪又将哲の資産管理会社であり、株主は猪又将哲1名であります。

2019年9月1日付で普通株式1株を2株に株式分割を行っておりますが、所有株式数の数は株式分割前の株式数にて記載しております。

2020年7月27日付で、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、JTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

2020年8月10日付で、BNY Mellon・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が当社普通株式1,220,000株を保有いたしました。

2020年8月19日付で、猪又将哲が保有する当社普通株式500,000株を売却したため、同氏は当社の支配株主ではなくなりました。この異動により、当社は支配株主無しとなりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

2020年8月19日付で支配株主無しとなりましたので、本書面提出時の記載事項はございません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
篠田信幸	他の会社の出身者													
島畑知可子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠田信幸		-	社外取締役篠田信幸氏は、長年に亘る管理部門の経験を豊富に有しており、主に人事・経理・財務・経営企画について事業の成長と業績向上に向けた事業戦略を担当していたことから、事業部門の監督を行うに適任であると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、取締役会において当社の経営判断に関し適法性、妥当性の面から監視し、モニタリング機能を果たしております。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

島畑知可子	-	<p>社外取締役島畑知可子氏は、社会保険労務士の実務を通して、人事労務に関する十分な知識と経験を有していることから、当社の人事労務面の監督を行うに適任であると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、取締役会におちえ当社の経営判断に関し適法性、妥当性の面から監視し、モニタリング機能を果たしております。</p> <p>また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。</p>
-------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	1	1	2	0	2	社外取締役

補足説明 **更新**

任意の報酬委員会を設置しております。委員は社外取締役の篠田氏を委員長とし、社内取締役の石丸氏、社外取締役の島畑氏、社外監査役の河野氏、同鎌田氏の5名であります。取締役及び執行役員への報酬に関する検討を行い、取締役会に報告を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

当社は、内部統制システムの基本方針を定め、監査役及び内部監査室が取締役及び従業員の職務執行状況を監視し、監査役監査計画並びに内部監査計画に基づいて監査を実施しております。

内部監査については、代表取締役社長及び副社長直轄の組織として内部監査室を置き、内部監査規程に基づいて、各部及び子会社における社内規程の遵守状況、業務遂行状況について監査を実施しております。監査の結果を社長及び副社長に報告し、要改善状況が検出された場合には、その改善を求め、改善についてもフォローアップ監査で確認しております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画に基づき取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行の監査を行い、取締役、従業員及び会計監査人からの報告を収受する等、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。また、会計監査人の四半期決算及び期末監査に係る監査結果報告会等に内部監査室と出席するとともに、意見交換を実施しております。監査役と内部監査室の連携については、各部の内部監査終了後に意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

河野直輝	他の会社の出身者																		
小幡朋弘	他の会社の出身者																		
鎌田啓志	他の会社の出身者																		

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河野直輝		-	社外監査役河野直輝氏は、長年に亘り事業会社に勤務し、事業企画部門の経験を豊富に有しており、また、店舗運営責任者として長きに亘り事業運営に携わってきたことから、当社の監査業務をより充実させることができると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
小幡朋弘		-	社外監査役小幡朋弘氏は、企業法務専門家(弁護士)実務を通じて、経営に関する十分な知識と経験を有していることから、経営に関する高い見識を当社の監査に反映できると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
鎌田啓志		-	社外監査役鎌田啓志氏は、長年に亘る中小企業診断士としての豊富な業務経験と経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有し、事業会社における経理・財務、人材開発、リスクマネジメントおよび経営戦略などに関する広範かつ豊富な経験・見識を当社の監査に反映できると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は、当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

社外取締役および社外監査役の独立性の基準

当社は、当社の社外取締役および社外監査役の独立性基準について以下のとおり定める。

1. 当社および当社子会社(以下、あわせて「当社グループ」という。)との関係
現在および過去10年間に於いて、当社グループの役員および従業員ではないこと。

2. 取引先との関係

現在および過去3年間に於いて、以下の および に該当しないこと。

当社グループの主要な取引先(当該主要取引先が法人である場合にはその役員または従業員)。
当社グループを主要な取引先としている者(その者が法人である場合にはその役員または従業員)。

3. 株主との関係

現在および過去3年間において、当社の主要株主(当該主要株主が法人である場合にはその役員または従業員)ではないこと。

4. 顧問、コンサルタントとの関係

現在および過去3年間において、以下の および に該当しないこと。

当社グループの会計監査人、税理士または弁護士、その他コンサルタント(その者が法人、組合等の団体である場合にはその社員、パートナーまたは従業員)であって、役員報酬以外に当社グループから、多額の金銭その他財産上の利益を得ている者。

上記に該当しない公認会計士、税理士または弁護士、その他コンサルタント(その者が法人、組合等の団体である場合にはその社員、パートナーまたは従業員)であって、役員報酬以外に当社グループから、多額の金銭その他財産上の利益を得ている者。

5. 寄付先との関係

現在および過去3年間において、当社グループから多額の寄付を受けている法人、団体等の役員または従業員ではないこと。

6. 近親者との関係

上記1. から5. に該当する(重要ではない者を除く)の近親者ではないこと。

(注)

1. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループにおいて当該取引先との直近の事業年度における取引額が年間連結売上高の2%以上を占める場合をいう。

2. 当社グループを主要な取引先としている者とは、当該取引先において当社グループとの直近の事業年度における取引額が年間連結売上高の2%以上を占める場合をいう。

3. 主要株主とは総議決権の10%以上保有(間接保有を含む)する株主をいう。

4. 多額の金銭とは、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結総売上高または総収入の2%以上をいう。

5. 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上または連結総売上高もしくは総収入の2%のいずれか高いほうの額を超える寄付をいう。

6. 近親者とは、配偶者または2親等以内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

取締役7名に対する報酬は70百万円であり、このうち社外取締役に対する報酬は2百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会決議による取締役全員の報酬限度額の範囲内において、各取締役の職務、責任及び実績に応じて、報酬委員会の報告を踏まえ、取締役会決議で決定することとしております。

取締役の報酬の決定に関する方針

取締役の報酬決定の基本方針

当社の取締役報酬につきましては、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として、十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

役員報酬における「透明性」、「公正性」及び「合理性」を担保するため、役員報酬の制度構築・運用・水準等については、報酬委員会の報告を踏まえ、取締役会にて検討・合議を経て決議することとしております。

取締役報酬の決定プロセス

当社の取締役報酬につきましては、株主総会にて決議された報酬額の範囲内で、報酬委員会の報告を踏まえ、取締役会において決定しております。

取締役報酬の内容

当社の取締役報酬は、毎月定額で支給される現金報酬であります。

・現金報酬

現金報酬は、経営責任の比重を示す役位ランクと前年の経営貢献度を示す号俸に基づき、報酬委員会の報告を踏まえ、取締役会において決定しております。

取締役報酬の限度額

当社の取締役報酬は、法令に基づき、株主総会で総額を決議しております。

・取締役の報酬額

2017年3月31日 臨時株主総会決議 年額150,000千円以内

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門との連携のもと、必要の都度、経営に関わる資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門と密に連携することで各部門からの十分な情報収集を行っております。

これらを通して社外取締役、社外監査役の独立した活動を支援しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。

(a) 取締役会

当社取締役会は、取締役6名により構成され、うち2名は社外取締役であります。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。

取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営及び業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役3名も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

(b) 監査役会

当社監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名から構成されております。監査役会は、定例監査役会を毎月1回開催しており、必要に応じて臨時監査役会を開催できる旨を定めております。

監査役は取締役会へ出席し、会計監査及び業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しており、会計監査人・内部監査部門と連携を図り、有効かつ効率的な監査を実施しております。

なお、定款上において、当社の監査役は5名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

(c) 執行役員会議(経営会議)

執行役員会議(経営会議)は、経営方針に沿った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集、部門間の情報共有、更には事業計画、事業全体に係る方針や各部門において抱える課題で組織横断的に検討すべき事項を協議する機関として、原則週1回開催しております。

執行役員会議(経営会議)メンバーは、代表取締役社長、取締役、執行役員、監査役及び代表取締役社長が指名する者をもって構成され、必要に応じて担当者を出席させ、意見等を述べる会議運営としております。

(d) 内部監査

当社は独立した内部監査室を設け、代表取締役の命を受けた内部監査室長、内部監査室員2名が、当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(e) リスク管理体制

当社は、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的には、取締役及び取締役会による業務執行及びその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェック及び内部監査の強化による社内内部統制機能の充実に取り組んでおります。また、リスク管理において、外部へ影響のある、かつ重大な危機が発覚した場合は、執行役員会議(経営会議)において執行役員を委員とするリスク管理委員会、危機管理委員会を設置し、その危機についての調査、事実確認、対外的な対応を行い、再発防止に努めるものとしております。

(f) 会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社としております。また、社外取締役2名、社外監査役3名を選任することにより、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督を担保しております。さらに、代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置し、監査役との連携を密にすることで、内部牽制機能の向上に努めております。上記の体制によりコーポレート・ガバナンスが十分に機能すると判断し、当該企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が議案の検討に十分な検討時間を確保できるように、取締役会での承認後速やかに招集通知をTDnet及び当社ホームページに公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であることから、集中日に関する懸念は少ないものと認識しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットで議決権を行使する方法を選択可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	インターネットで議決権を行使する方法を選択可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。
その他	招集通知及び決議通知をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページで公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	主幹事証券会社を通じ、不定期であります。個人投資家向けの説明会及びセミナーを開催し、代表取締役社長が業績や経営方針を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を開催しております。その他、随時、機関投資家への個別訪問を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家の来日時等に、代表取締役による個別説明会を行った他、IR担当役員が海外機関投資家を訪問し、IR説明会を実施しております。海外投資家が増加した場合には開催を検討する予定としております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専門サイトを開設し、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、会社説明資料等を掲載し閲覧できるようにしております。また、英文による財務報告をIR専門サイトに掲載し閲覧できるようにしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動は経営管理本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「倫理規程」を定め、社会、取引先、株主その他ステークホルダーに対し、適宜適切に企業情報を提供することで、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主や投資家のみなさまに、「公正」かつ「タイムリー」に会社情報を提供するため、積極的なIR活動に取り組んでまいります。また、ステークホルダーの利益を尊重するとともに、すべてのステークホルダーに対して法令を遵守したうえでの公平かつ適時適切な情報開示を行うこととし、経営の透明性の実現に努めてまいります。

その他

女性の活躍の方針・取り組みについて

当社は、女性の活躍促進に向けて、採用や昇格などあらゆる場面において、性別に区別なくそれぞれの実力や成果に応じた評価を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制に関しては、「内部統制基本方針書」を取締役会で定め、その整備を行っております。同方針において、取締役の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制として以下のことを定めております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 法令・定款及び社会規範を遵守するためのコンプライアンス行動規範を制定し、全社に周知・徹底する。
 2. コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、執行役員会議においてコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
 3. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 4. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部情報管理規程に基づき、作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 2. 執行役員会議で事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 3. 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
 2. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 3. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜適時に開催する。
- e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
 2. 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理本部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 3. 内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 1. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
 2. 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。
- g. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 1. 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
 2. 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 1. 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 2. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには速やかに監査役に報告する。
 3. 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 4. 社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。
 2. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 3. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 4. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保のため、執行役員会議（経営会議）において、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- k. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 1. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
 2. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
反社会的勢力の排除を推進するため経営管理本部を統括管理部署とし、また、各オフィス（札幌、東京、大阪、名古屋、仙台）に不当要求対応を設置する。
「反社会的勢力対策規程」等の関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の特別関係者、株主及び取引先等は反社会的勢力との関係はないと認識しております。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等)を断固たる姿勢で排除していくため、反社会的勢力に対する基本方針を下記のとおり定め、これを遵守しております。

(基本方針)

当社は、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。

反社会的勢力に毅然たる態度で臨み、付け入る隙を与えない企業活動を実践することは、健全な市民社会の形成に寄与するとともに、企業価値の向上につながる。企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力との関係根絶のため、経営トップはいわゆる総会屋などの反社会的勢力との関係を完全に遮断し、断固としてこれらを排除する決意を社内外に明らかにすると同時に、反社会的勢力による組織暴力に対しては、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」いわゆる「三ない」を基本として、自ら、組織的対応を可能とする体制を確立する。

反社会的勢力との関係断絶を維持するために必要な内外の関連情報を一元的に管理するとともに、常に外部専門機関と連携し、問題解決のための指導・支援を行う組織を用意し、人材の育成に努める。

常に危機管理意識を維持し、反社会的勢力に付け入る隙を与えないよう、反社会的勢力からのアプローチに対応する社内規則や業務マニュアルを策定し、教育・研修に努める。また、組織的対応の実効性を確認するために、業務監査を強化する。

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力との取引・契約は行いません。

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断するため、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。

当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応いたします。

当社は、反社会的勢力による不当請求には、一切応じず、毅然として法的対応を行い、かつ、対応する役職員の安全確保に努めます。

当社は、いかなる理由があっても反社会的勢力への利益供与や裏取引は絶対に行いません。

当社の反社会的勢力の排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては、当社の反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力調査マニュアルに基づき、新規の取引先となる販売先、外注先、仕入先、役員等を対象に、取引開始前におけるインターネット検索、日経テレコンによる記事検索による調査を実施しております。また、継続取引先に関しては、年1回同様の調査を実施しております。

なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

また、上記の基本方針に基づき、具体的な対応指針を制定し、対応指針に基づき反社会的勢力との取引を排除するための体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は株主利益を第一に考えており、現在のところ特段の買収防衛策の導入はしておりません。また導入計画はありませんが、今後導入を検討する可能性があります。その必要が生じた際には、顧問弁護士等も交えて慎重に検討致します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【取締役会で決議できる株主総会決議事項】

(自己株式の取得)

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(中間配当)

当社は、中間配当について、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款で定めております。

(取締役の責任免除)

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

(監査役の責任免除)

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

(社外取締役及び社外監査役の責任免除)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

【取締役の定数】

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

【取締役の選任決議要件】

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

【株主総会の特別決議要件】

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

【コーポレート・ガバナンス体制】

「参考資料：模式図」をご参照ください。

【適時開示に係る基本姿勢及び方針】

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」に基づく会社情報の開示を公平かつ適時適切に実施するだけでなく、株主・投資家を始めとするステークホルダーの皆様の当社に対する理解を促し、その適正な評価を可能とするために有用な情報を積極的に開示し、経営の透明性を確保しております。

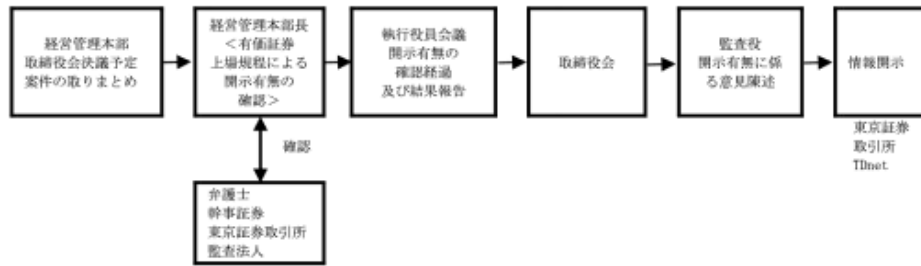
【適時開示に係る社内体制】

当社では、適時開示の担当をIR担当者とし、経営管理本部長を情報管理責任者としております。

社内の各部門で発生した発生事実、各種の会議体で決定された決定事実及び決算情報は、各部門を通じて情報管理責任者に網羅的に集約される体制を構築しており、情報管理責任者が取得した情報を重要事実であると判断した場合、速やかに代表取締役社長に報告されることとなっております。適時開示が必要と判断された場合、取締役会を開催した上で、情報管理責任者の指揮の下、IR担当者において適時開示を実行することとなっております。

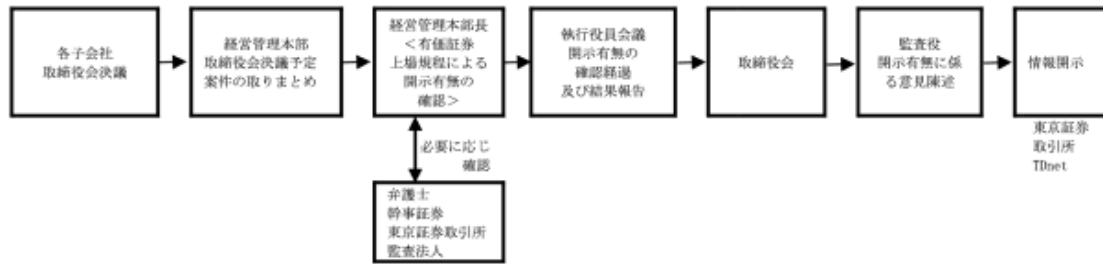
なお、適時開示の実行について緊急を要すると代表取締役社長が判断した場合は、取締役会の開催を経ずに直ちに適時開示を実施することとしております。

(a) 当社に係る決定事項・決算に関する情報等



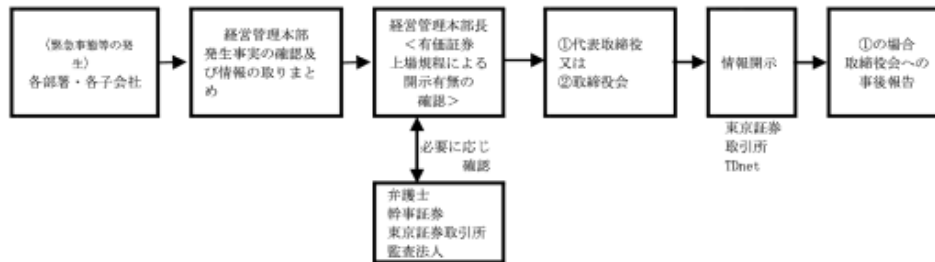
(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)

(b) 子会社の決定事実に関する情報



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)

(c) 当社グループに係る発生事実に関する情報



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開)

株主総会

